

38年目の
再審開始決定

2005.9.21 水戸地方裁判所土浦支部

検察庁の不当な即時
抗告で東京高裁に!

えん罪 無実の 桜井昌司さん
布川事件 無実の 杉山卓男さん

再審で無罪に!



布川事件とは

1967

1994年8月、茨城県利根

町布川でおきた強盗殺人事件で、当時20歳の桜井昌司さんと21歳の杉山卓男さんが別件で逮捕され、自白を強要されて犯人にされました。二人は裁判で一貫して無実を主張し続けましたが、物的証拠が一つもない、「やっけないのに自白するはずがない」として「無期懲役」の判決が確定。獄中からの第1次再審請求も棄却され、29年の獄中生活を経て、96年11月に仮釈放で出獄。その後2001年12月に第2次再審請求を行い、水戸地裁土浦支部は2005年9月に「再審開始決定」を下しました。これに対して検察庁が即時抗告を行ったため、現在東京高等裁判所で審理されています。

無実の証拠を隠し続ける検察庁は許せません!
東京高裁は検察庁の即時抗告を却下して下さい!
署名・要請はがきのご協力をお願いします。

あなたの
お力をお貸し
ください



作家
森村 誠一



弁護士 守る会代表世話人
中田 直人



ニュースキャスター
鳥越俊太郎



絵手紙作家
田口 孝夫



京都大学名誉教授 守る会代表世話人
清水 誠



推理作家
佐野 洋



声楽家・守る会代表世話人
佐藤 光政



俳優・守る会代表世話人
北林 谷栄



作家
伊佐 千尋

私たちも支援します

要請先 千100-8920 東京都千代田区豊1-1-4 東京高等裁判所 裁判長裁判官 仙波 洋 裁判官 嶋宮 文雄 裁判官 中根 経太郎

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5F 国際救済会東京都本部内 (電話 03-5842-6464 Fax 03-5842-6466) 布川事件-桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会

連絡先 〒310-0062 水戸市大町3丁目1番24号 はばたせビル 水戸総合司法事務所内 (電話 029-231-4555 Fax 029-232-0532) 布川事件-桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る茨城の会 布川事件のホームページをご覧ください。(「ふかわじりん」で検索できます)

ポスター掲示・署名取り扱い団体

要 請 書 (布川事件)

2005年9月21日、水戸地方裁判所土浦支部は布川事件の犯人とされた桜井昌司さんと杉山卓男さんに、逮捕から38年目にして初めて「再審開始決定」を下しました。

もともとこの事件は、ふたりの指紋も物的証拠も何ひとつない中、ふたりの「自白」と現場近くでふたりを見たというあいまいな目撃証言だけで無期懲役とされました。

「決定」は、その「自白」が取調官のウソと脅し、誘導で強要されたものであるとして、その信用性を否定したのです。

また、目撃者の供述も「証言内容がそのまま信用できない」として、その証拠価値を否定しました。

鑑査方法は「犯服(手で首をしめた)のではなく、「殺服」(ヒモ状のものでしめた)でした。観察が隠していた「死体検察書」にも記されていません。死体の容観的状况と自白とは完全に食い違っていたので

隠されていた毛髪鑑定書では、ふたりのものと一致しないこと、被審者のものとも一致しない毛髪が5本存在していたことが明らかになりました。1本しかないと言っていたのにもう1本存在した府井さんの自白録音テープには、改ざんの指が残っていました。

裁判では、弁護団の追及により検察庁がこれまで隠し続けてきた証拠のいくつかが開示されましたが、これらは全てふたりの無罪を証明するものばかりでした。「毛髪鑑定書」は、犯行現場に第三者(真犯人)がいた可能性を示唆しており、桜井さんがアリバイを主張したパーのママの供述調書では、自白どおりでは店に着かないことが明らかになりました。また、テレビ朝日が報道したように、新たに開示された「自白テープ」には8カ所もの改ざんの痕跡があるなど、布川事件が「えん罪」であることは疑いないものとなっています。

検察庁にはまだ未開示の証拠が段ボール9箱分も残っています。事件の起きた時間帯に被害者宅前を通りかかった目撃者が、ふたりとは別の人を目撃したという供述調書も提出されておられません。無実の証拠を隠し続ける検察庁には即時抗告の資格はありません。よって、私たちは、東京高等裁判所に対して次のとおり要請します。

- 1 検察の即時抗告を直ちに棄却すること
- 2 検察が保管している全ての未提出証拠の開示命令を出すこと

2006年 月 日

氏 名	住 所

東京高等裁判所第4刑事部 裁判長 仙波 厚 殿
 裁判官 嶋 原文 雄 殿
 裁判官 中 島 経 太 殿